平成30年6月実施

財政援助団体等監査結果報告書 (補助金及び指定管理者)

陸前高田市監査委員

平成30年度財政援助団体等監査結果報告書(補助金)

1 監査対象の団体名、補助金及び所管部課

団 体 名	補 助 金	所管部課
大船渡市農業協同組合	たかたのゆめ普及推進事業費補助金 4,152,300円	農林水産部農林課

2 監査を執行した監査委員

伊藤恒雄監査委員(識見) 菅野 稔監査委員(議選)

3 監査の範囲

平成29年度に交付された補助金に係る出納その他の事務の執行

4 監査の期間

平成 30 年 5 月 28 日~平成 30 年 6 月 6 日 概要説明日 平成 30 年 6 月 6 日

5 監査の方法

監査にあたっては、補助金を受けている団体の当該補助金に係る資料を事前に求め、収支の会計経理、事務事業の執行が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 補助金に関する調書
- (2) 団体の平成29年度予算書及び決算書
- (3) 補助金交付契約書(補助金交付要綱)
- (4) 当該補助金に係る事業計画書及び収支予算書
- (5) 当該補助金に係る事業実績書及び収支精算書
- (6) 補助金が振り込まれた通帳、出納関係帳票
- (7) 団体の定款 (会則)、組織図

6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、補助事業に係る出納その他の事務の執行について 関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されて いるものと認められた。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 補助団体名

大船渡市農業協同組合

(1) 財政援助団体の概要等

ア 設立及び目的

大船渡市農業協同組合は、昭和 41 年 3 月に発足し、平成 14 年 3 月に三陸町農業協同組合を吸収合併後、平成 20 年 5 月に陸前高田市農業協同組合を吸収合併した。

当該組合の区域は、大船渡市、陸前高田市及び住田町の2市1町とし、当該区域内に本 店及び支店を設置している。

当該組合は、地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的としている。

また、当該組合においては、本市のブランド米であるたかたのゆめの種子の生産管理を 行い、苗の供給を行っている。

イ 補助金の交付

平成29年度のたかたのゆめ普及推進事業費補助金については、たかたのゆめ普及推進事業費補助金交付要綱に基づき、平成29年7月1日に補助金交付申請書が提出され、同年8月4日付けで補助金交付決定がされており、本市のブランド米であるたかたのゆめの普及の促進及び安定した供給基盤の整備を図るため、たかたのゆめの作付けに係る苗代の一部として5,041,000円を交付することとされた。

その後、事業者から補助金額の減額及び事業完了予定年月日の変更に係る変更承認申請 書が提出され、平成30年2月14日付けの変更承認通知により補助金交付額が4,152,300 円に減額となった。

交付については、平成30年3月19日に精算払として4,152,300円が請求され、平成30年3月28日に口座振込により事業者の口座に支払われている。

補助事業の総額は、決算額ベースにおいて 9,022,934 円となっており、交付された補助金は、たかたのゆめを作付する農業者に対する苗購入代補助の一部として充当されているものである。

(2) 事業の実施状況

平成29年度の事業の実施状況は、次のとおりである。

(単位:円)

目的	内 容	事業費
本市のブランド米であるたかたの ゆめの普及の促進及び安定した供給 基盤の整備を図る。	たかたのゆめの作付けに係る苗代の 一部を補助することで、新たな作付 者の増加を促し、もって安定供給の 基盤整備に資する。	9, 022, 934

(3) 収支状況

平成29年度の収支状況は次のとおりである。

収入 (単位:円)

区 分	決 算 額	予算額	比較増減
市 補 助 金	4, 152, 300	4, 152, 300	0
大船渡市農業協同組合	1,003,300	1,003,300	0
生 産 者 負 担 分	3, 867, 334	3, 867, 334	0
111111111111111111111111111111111111111	9, 022, 934	9, 022, 934	0

支 出 (単位:円)

区 分	決算額	予算額	比較増減
たかたのゆめ苗供給事業	9, 022, 934	9, 022, 934	0
計	9, 022, 934	9, 022, 934	0

(4) 監査の所見

平成29年度におけるたかたのゆめ普及推進事業に係る出納その他の事務執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取により監査したところ、適正であると認められる。

たかたのゆめの作付けについては、平成 25 年度に 12 農業者が 10.5 ヘクタールでスタート したが、平成 29 年度末において 46 農業者 56 ヘクタールに達し、市場需要 280 トンに対して 240 トンを供給するまでの基盤が整備されるなど、補助事業の一定の効果が見受けられるも のの、需要に応じきれていない状況にある。

今後においては、作付者の拡大、収量の増加を図るため、関係機関・団体と連携を強化して、本市ブランド米「たかたのゆめ」の市場評価に応える事業として推進を図られたい。

平成30年度財政援助団体等監査結果報告書(指定管理者)

1 監査対象の施設名、指定管理者及び所管部課

施設名	指 定 管 理 者	所 管 部 課
陸前高田市交流促進センター	生出地区コミュニティ推進協議会	農林水産部農林課

2 監査を執行した監査委員

伊藤恒雄監査委員(識見) 菅野 稔監査委員(議選)

3 監査の範囲

平成29年度に執行された公の施設の指定管理に関すること

4 監査の期間

平成 30 年 5 月 28 日~平成 30 年 6 月 7 日 概要説明日 平成 30 年 6 月 7 日

5 監査の方法

監査にあたっては、公の施設の管理を行わせている団体の当該管理に係る資料を事前に求め、事業の実施状況、財政状態及び経理状況等が適正かつ効率的に行われているか等の観点から次の関係諸帳簿等の書面監査を中心に行った。

また、書面監査結果をもとに関係職員から説明聴取する方法で監査を行った。

主な監査資料

- (1) 公の施設の指定管理者に関する調書
- (2) 当該施設管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (3) 当該施設管理に係る事業実績書及び収支精算書
- (4) 基本協定書
- (5) 出納関係帳票
- (6) 団体の定款、組織図

6 監査の結果等

地方自治法及び本市監査基準に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取等により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

監査対象団体の監査の概要は、次のとおりである。

◆ 施設名

陸前高田市交流促進センター (ホロタイの郷 炭の家)

(1) 施設及び指定管理の概要

ア 設立及び沿革等

山村振興等農林漁業特別対策事業を導入して、矢作町生出地区に建設し、平成 10 年 10 月から供用を開始した。

農業農村の恵まれた地域資源を活用し、農村と都市との交流を通じて地域の活性化を図り、自然景観を求めるグリーン・ツーリズムや、体験学習、研修等を利用できる多目的施設である。

イ 施設の概要

- ⑦ 所 在 地 陸前高田市矢作町字清水川8番地3
- (化) 施設規模等

区 分	延床面積 (㎡)	
敷地面積	6, 666. 18	
管理宿泊棟 (木造平屋)		
事務室、研修室、農林産物加工研修実習室、	491.00	
客室3室、食堂、浴室、民芸民具展示ホール		
炭焼体験実習施設 (木造平屋建)	141 54	
炭焼窯 3 基	141. 54	
木炭利用研究実習施設 (木造平屋建)	49. 69	

(対) 開所年月日 平成10年10月20日

ウ 協定の締結等

指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとし、平成26年4月1日 に生出地区コミュニティ推進協議会と「陸前高田市交流促進センターの管理に関する基本 協定書」を締結している。

当該団体は、開所当初から当該施設の管理を受託し、指定管理者制度が導入された平成 18年度以降、基本協定及び年度協定を締結し、指定管理者として管理を行っている。

平成 29 年度分の年度協定書については、平成 29 年4月1日に締結しており、平成 29 年度の指定管理料 3,001,000 円を3期に分割して支払っている。

(2) 施設の管理運営状況

ア 管理体制

(7) 統括責任者

生出地区コミュニティ推進協議会 会長 菅野 征一郎

(イ) 職員の配置

管理人 1名、宿泊奉仕担当 1名

イ 利用状況

平成29年度 月別利用人数及び収入金額

月	利用人数(人)	収入金額(円)	月	利用人数(人)	収入金額(円)
4月	153	11, 100	10 月	226	1,500
5月	108	29, 050	11 月	286	22, 500
6 月	249	35, 600	12 月	103	64, 500
7月	102	5, 600	1 月	73	11, 100
8月	539	197, 500	2 月	239	5, 200
9月	99	3, 800	3 月	233	57, 100
			合 計	2, 410	444, 550

ウ 管理業務の執行状況

施設は、陸前高田市交流促進センター条例及び同規則並びに陸前高田市交流促進センターの管理に関する基本協定書の定めるところにより、適切に管理されている。

エ 利用促進のための努力

東日本大震災の影響や講師の高齢化などに伴い従前の体験メニューが実施困難な状況に ある中、林業体験の受け入れや、炭焼き・豆腐づくり等の体験教室の企画により、施設の 利用向上に努めた。また、敷地・建物の清掃及び維持管理に努め、利用者へのサービスの 向上を図ったほか、宿泊者への聞き取りにより、管理運営方法の改善に努めている。

平成 29 年度の施設利用の状況としては、無料利用分を含めた利用人数は 2,410 人で、444,550 円の収入となっている。

(3) 監査の所見

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、関係帳票類の確認及び説明聴取 により監査したところ、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められたが、使用料の取 扱いが徴収事務契約と異なっているほか、一部において施設管理に係る修繕等が行われてい ない事例が見受けられたので、委託者と協議の上、対応されたい。

また、利用者増加策において苦慮している様子が伺えることから、施設が設置された目的である体験交流を通じた地域の活性化を図るための事業計画について協議及び作成するとともに、体験メニュー実施に向けた委託者への提案や指定管理者による自主事業の検討などを心がけて業務にあたられたい。

なお、議決を得た議案書の説明資料に記載の建築面積と指定管理者仕様書に記載の建築面積の計に差異があることから、確認されたい。